

# 正副会長の活動状況

## 東京における日本弁理士会第2の拠点設置にご理解を

日本弁理士会副会長 浅賀 一樹

### 1. 秋葉原クロスフィールド（秋葉原ダイビル）の一部賃借について

正副会長会では、秋葉原の東京青果市場跡地に来春竣工する31階建ての「秋葉原ダイビル（通称：秋葉原クロスフィールド）」の8階の一部（1フロア324坪のうちの78.5坪）を日本弁理士会の東京での第2の拠点（いわば弁理士会のアンテナショップ）として賃借することを決定致しました。

この秋葉原クロスフィールドは、平成12年に東京都が秋葉原地区の開発に当り、「電気街が持つ魅力や世界的知名度に支えられた集客力を活用し、IT関連産業の世界的な拠点を形成する」とした「東京構想2000」を具体化したもので、16～31階には日立製作所の本社機能が移って来ることとなっており、1階には500人収容のコンベンションホール、5～15階には、独立行政法人産業技術総合研究所、筑波大学、東京大学、明治大学、公立はこだて大学、稚内北星学園大学、株式会社日経BP、株式会社サンブリッジ、デジタルハリウッド株式会社等の一流大学のサテライト、夜間法科大学院、IT先端プロジェクトオフィス、ベンチャー支援投資会社、デジタルコンテンツ関連教育機関等が入居の名乗りを上げており、近くには東京都の知的財産総合センターもあり、日本弁理士会にはクロスフィールドでの実践的な産学連携、ITベンチャーへの知財関連の支援等が期待されて入居が要請されているものです。

そこで、最近地域での知財活動が弁理士および日本弁理士会に強く求められていることから、この秋葉原クロスフィールドを今後日本弁理士会が全国各地に設けるべき地域知財活動のための拠点（地域アクセスポイント）の一つとして位置付け、このクロスフィールドの持つ優れた環境を活用し

て、効果的な知財関連事業および知財人材教育等を行うために賃借したいと考えました。

このクロスフィールドでは、入居大学の教室を安価で時間借りすることが可能であるほか、交流スペースの教室やコンベンションホールを入居者優遇料金で借りることができることとなっています。

弁護士連合会、公認会計士協会、司法書士会、行政書士連合会といった他団体は、各地域にすでに単位会あるいは地域会を擁しており、中央の指令によって地域展開に係る施策を迅速かつ効果的に実行するための組織的インフラを既に備えています。日本弁理士会は、地域的な拠点として、東海支部、近畿支部、九州地区部会室しか有しておらず、日本弁理士会は、東京に本部を置くが、関東地域に特化した組織的対応はなされていません。このように、日本弁理士会は、地域的な対応能力に関して他士業に対して1歩も2歩も遅れをとってしまっているといわざるをえません。

そこで、日本弁理士会が東京ないし関東地域も含め、全国でのアクセスポイント（地域的対応のための拠点）の設置を決定し、地域活動にかかる組織的インフラを早急に整備することが、地域対応能力の遅れをとり戻し、「推進計画2004」においても求められている地域の知財ニーズへの迅速・適正な対応という社会的責任を果たしていくうえで必要であり、このことは、将来にわたって弁理士あるいは日本弁理士会のプレゼンスを高めていく上でも重要であると考えております。

もとより、賃借料も決して安くはなく（1ヵ月賃料235万円）、具体的な事業もこれから決定することとなりますが、既に日本弁理士会内の関連機関や東海支部、近畿支部ほかには秋葉原クロスフィールドについて説明を申し上げ、ほぼご賛同

を得ており、また急遽会館委員会にも諮問を出して、「賃借すべきである。」との答申を得ております。

このクロスフィールドの賃借については、ダイビル側に10月末までに回答しなければならないこととなっているので、10月初めには常議員会に議案を提出し、議案が承認されれば、10月末までに臨時総会（10月28日予定）を開き、とりあえず予約金（470万円）の支払いのご承認を得たいと考えております。更に、12月には再度臨時総会を開き、クロスフィールドでの具体的な事業その他についてもご承認を得たいと思っております。

そこで、今後はジャーナルあるいは日本弁理士会ホームページ等を利用して、全ての会員向けにこのクロスフィールド及びそこで具体的な事業についてご説明申し上げることとなっております。

何卒、会員の皆様にもこの日本弁理士会の第2の拠点としての秋葉原クロスフィールドについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 特許審査の民間開放に反対します。

去る8月3日に政府の規制改革・民間開放推進会議による「官製市場の民間開放による民主導の経済社会の実現」の「中間とりまとめ」が公表され、その中で「特許性の審査」も民間に開放することが提案されており、これに対しては特許庁、知的財産協会、その他の知財関連団体は勿論、日本弁理士会も強く反対しており、反対声明を出しております。その理由としては、①特許性の審査は民間開放に馴染まないこと、②特許性の審査を政府が行うことは国際条約上の責務であること、③国際競争力の強化とならないこと、④審査迅速化法を推進すること等があげられます。その詳細は8月24日付の日本弁理士会ホームページをご覧ください。

## 3. 弁理士制度の改革について。

「知的財産推進計画2004」は、「弁理士の量的及び質的拡大」が要請されており、現在弁理士総数5,700名のうちその三分の一がここ5年以内の実務経験の少ない新規登録者であり、「量的拡大」

は十分に果たされていると考えられる一方、「質的拡大」は充分とはいえないのが実状です。

正副会長会としては、弁理士のあるべき姿として、(1)知的財産に関して法律と技術との双方に長けていること、(2)知的財産に関する実務を十分に習得していること、(3)知的創造サイクルに一貫関与できること、(4)知的財産の国際性に造詣が深いこと、(5)知的財産分野におけるビジネスを十分に心得ていること、(6)知的財産分野における問題解決能力を備えていること、などの資質を将来的に担保できる適性を備えていることが必要であると考えております。

弁理士制度は、かかる適性を備えている者が弁理士登録されるべきであるという観点から、弁理士登録レベルを設定し、そのために必要な試験・研修制度に改定すべきことが望まれます。

そこで、特許庁に対し、日本弁理士会としては、知的財産立国実現のためには、弁理士試験及び登録前研修により、試験合格者の実務能力を担保できる手段を採用した上で、弁理士試験を実施するようお願いすることとしております。具体的には、例えば①論文試験の必須科目に、条約を復活させること。②弁理士登録前に、技術系科目及び法律系科目（民法・民訴）を履修させること。③選択科目は、免除をできるだけ広く認めること。具体的には、技術系科目又は法律系科目を選択する場合、大学におけるそれぞれの科目の学部卒業生にも免除を与えること、などを考えております。

また、本年秋のADR基本法に関連する機関仲裁代理の見直しをきっかけとして、社会的ニーズに基づき、機関及び機関外の仲裁・調停代理が要請され、産業財産権（職務発明の紛争を含む）、回路配置、著作権、不正競争全般についての紛争代理並びに関税率法に基づく申立代理、被申立代理及び供託代理などがさらに必要となっている現状を踏まえ、弁理士の業務範囲の見直しについてもお願いする予定です。なお、8月末に皆様にFAXにてお願いした「弁理士の著作権・不正競争関連業務への従事に関するアンケート調査」も、この業務範囲の見直しのための一環です。